

○ 山口県警察機動隊に関する訓令

昭和43年12月1日

本部訓令第26号

(概要)

この訓令は、山口県警察本部警備部機動隊及び山口県警察第二機動隊の編成運用等
に関し必要な事項を定めたものである。